

○平取町住宅用太陽光発電システム・蓄電池設置補助金交付要綱

平成23年5月26日

要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅に太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システム（以下「発電システム」という。）及び蓄電池を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、発電システムとは、住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）の屋根等に設置され、太陽光により発電を行う設備をいい、蓄電池とは、発電システムに常時接続し、発電された電気を充放電できる定置用蓄電池をいう。

(補助対象システムの要件)

第3条 補助対象となる発電システム及び蓄電池は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 省エネナビ（消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システムで、財団法人省エネルギーセンターに登録している機器をいう。）が設置されているもの。ただし、発電システムの仕様に省エネナビと同等以上の機能と精度を備えた表示装置が付属されている場合については、この限りではない。
 - (2) 未使用品のものであること（中古品は対象外）。
 - (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結できるもの
 - (4) 太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満、蓄電池容量が17.76キロワットアワー未満のもの
- 2 補助対象となる発電システムは、当該年度中に設置工事を完了しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たし、自ら電力会社と電灯契約を締結する個人とする。

- (1) 平取町に住所を有し（平取町内に新たに住宅を建設または購入し転入する者を含む。）、居住する者
 - (2) 平取町内の住宅に発電システム及び蓄電池を新たに設置する者か、平取町内において発電システム及び蓄電池付きの住宅（新築のものに限る）を建設または購入する者
 - (3) 平取町町税等の滞納者に対する制限措置に関する条例（平成21年平取町条例第3号）第3条第1号に定める町税等および各種手数料・使用料を滞納していない者
 - (4) 借家に居住している者が設置する場合は、書面による所有者の承諾を受けている者
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、発電システムの設置に要する費用のうち、別表に掲げるものとする。ただし、既設機器の撤去に係る費用は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、発電システムは10万円を上限とし、太陽電池の最大出力の値に2万円を乗じた額とする。また、蓄電池は20万円を上限とし、蓄電池容量の値に4万円を乗じた額とする。

- 2 発電システムの最大出力値に1キロワット未満の端数、蓄電池容量に1キロワットアワー未満の端数があるときは、小数点第3位を四捨五入するものとする。

3 第1項により計算した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 経費の内訳が記載されている契約書の写し
- (2) 発電システムの最大出力値及び蓄電池容量が確認できるもの
- (3) 納税状況および各使用料の支払状況を調査することについての同意書
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められた場合は補助金の交付決定を行い、平取町補助金等交付規則(昭和51年平取町規則第13号。以下「規則」という。)第6条に規定する補助金交付決定を通知する。

(実績報告等)

第9条 前条の補助金交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業を完了したときは、実績報告書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム及び蓄電池の設置または購入費に係る領収書および経費内訳書の写し
- (2) 発電システム及び蓄電池の設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (4) 補助事業者の世帯住民票
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の確定及び支出)

第10条 町長は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容の審査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助事業者に対し、規則第15条に規定する補助金の確定通知書を通知することとし、補助金請求書(別記第3号様式)により補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 補助金の交付を受けた者は、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 本補助制度により取得した発電システム及び蓄電池は、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 発電システム及び蓄電池の法定耐用年数内において、補助事業者の責に帰することのできない理由がある場合を除き、運用を中止又は廃止したとき。
- (2) 第3条及び第4条の条件を満たさないとき。

- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成29年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日訓令第11号)

この訓令は、令和2年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月10日訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日訓令第20-1号)

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日訓令第15号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

交付対象費用	備考
太陽電池モジュール設置費	太陽光を電気に変換して発電する
架台設置費	太陽電池モジュールを屋根等に固定する
接続箱設置費	電気の逆流防止及びサージを吸収する
直流側開閉器設置費	点検時に太陽電池出力のシステムを遮断する
インバータ設置費	直流電流を交流電流に変換する
保護装置設置費	電力会社の配電等に接続する
発生電力量計設置費	発生した電力量を計量表示する
余剰電力販売用電力量計設置費	電力会社へ販売する余剰電力を計量表示する
配線・配線器具設置費	配線部材・配線機具
省エネナビ設置費	消費電力の総量を金額に換算して表示する
蓄電池設置費	発電した電気を充放電する
その他工事に関する費用	